

会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月一日

会計検査院長 田中 弥生

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第一課の事務分掌事項欄中「及び独立行政法人北方領土問題対策協会」を「、独立行政法人北方領土問題対策協会及び金融経済教育推進機構」に改める。

附 則

この規則は、金融経済教育推進機構の成立の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和22年会計検査院規則第3号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後			改正前		
別表（第八条、第九条関係）			別表（第八条、第九条関係）		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（上席調査官を含む。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館、 <u>独立行政法人北方領土問題対策協会及び金融経済教育推進機構</u> その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務 国の会計経理に関する検査として行う財政状況に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	第一局	財務検査第一課	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（上席調査官を含む。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館 <u>及び独立行政法人北方領土問題対策協会</u> その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）の検査に関する事務 国の会計経理に関する検査として行う財政状況に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務
	(略)	(略)		(同左)	(同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)